

随意契約結果(業務委託)

様式13

No.	案件名称	委託種目	契約の相手方	契約金額(税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)	WTO
1	区の広報事業用鶴見区広報紙「広報つるみ」(平成31年5月号～平成32年4月号)企画・編集業務委託	デザイン	株式会社トライアウト	3,862,080	平成31年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G5	—
2	新たな地域コミュニティ支援事業業務委託	その他	一般財団法人大阪市コミュニティ協会	15,840,000	平成31年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G5	—
3	平成31年度コミュニティ育成事業用業務委託	その他	NPO法人 大阪鶴見ええまちネットワーク	7,765,522	平成31年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G5	—
4	平成31年度住民主体の地域福祉ネットワーク活動推進事業用業務委託	その他	社会福祉法人 大阪市鶴見区社会福祉協議会	28,153,392	平成31年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G5	—

5	平成31年度 子どもの学習支援事業業務委託	その他	株式会社トライグループ	8,871,232	平成31年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G5	—
---	-----------------------	-----	-------------	-----------	-----------	-----------------------	----	---

<http://www2.keiyaku.city.osaka.lg.jp/help/download/zuikeiriyuu.pdf>

## 随意契約理由書

1. 案件名称

平成 31 年度鶴見区広報紙企画・編集業務委託

2. 契約の相手方

株式会社トライアウト

3. 随意契約理由

広報紙作成に伴う企画・編集（広報紙のデザイン）については、芸術性、創造性が求められる業務であるため、地方自治法施行令 167 条の 2 第 1 項第 2 号により、プロポーザル方式による事業者の選定を行った結果、上記業者が総合的に優れた提案を行ったため、契約締結する。

4. 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5. 担当部署

総務課（政策推進）

## 随意契約理由書

### 1. 案件名称

平成 31 年度大阪市鶴見区における新たな地域コミュニティ支援事業

### 2. 契約の相手方

一般財団法人大阪市コミュニティ協会

### 3. 随意契約理由

事業を実施するにあたっては、

- ・幅広い世代の住民の地域活動への参加、地域における担い手の発掘や人材育成への助言・指導
- ・多様な地域活動との連携・協働に向けたネットワークづくりへの助言・指導
- ・自主財源の獲得に向けた情報提供や申請等手続きの助言・指導
- ・地域活動協議会の事務局機能充実にに向けた支援
- ・会計の透明性確保に向けた助言・指導
- ・地域の情報発信に係る助言・指導
- ・地域活動協議会が行政の委託事業を受注するためや地域課題をビジネス手法で解決するための助言・指導
- ・NPO 等法人化に向けた情報提供や申請手続きの助言・指導
- ・区内の地域活動協議会等の情報交換や連携の促進
- ・横断的な地域支援に向けた取組
- ・CB/SB 等の促進に向けた取組
- ・地域の実情や特性に応じた支援

など、支援内容が多岐に渡ることに鑑み、地域活動協議会の自律に向け、様々な創意工夫が必要である。

よって、定められた仕様書によって価格のみで判断する競争入札方式ではなく、事業者の自由な発想による企画提案に対する評価を総合的に判断する必要があることから、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号により、プロポーザル方式による事業者の選定を行った結果、上記業者が総合的に優れた提案を行ったため、契約締結する。

### 4. 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

### 5. 担当部署

市民協働課

## 随意契約理由書

1. 案件名称

平成 31 年度鶴見区コミュニティ育成事業業務委託

2. 契約の相手方

NPO 法人大阪鶴見ええまちネットワーク

3. 随意契約理由

事業を実施するにあたっては、区民や地域の各種団体と協働し、企画段階から積極的に区民のニーズを取り入れるなど、区民主体のコミュニティ活性化の成果をより一層高めるための様々な創意工夫が必要である。

よって、定められた仕様書によって価格のみで判断する競争入札方式ではなく、事業者の自由な発想による企画提案に対する評価を総合的に判断する必要があることから、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号により、プロポーザル方式による事業者の選定を行った結果、上記業者が総合的に優れた提案を行ったため、契約締結する。

4. 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5. 担当部署

市民協働課

## 特名随意契約理由書

### 1 案件名称

平成 31 年度住民主体の地域福祉ネットワーク活動推進事業 業務委託

### 2 契約相手方

社会福祉法人 大阪市鶴見区社会福祉協議会

### 3 随意契約理由

本事業は、高齢者や障がい者、子育て世帯等が地域で安心して暮らしていくために、住民が主体となる地域福祉活動への支援や各関係機関との連携を充実させ、つながりのある仕組みを構築するとともに、住民同士が気軽に支えあえる相互援助活動はもとより新たな担い手の発掘・育成につなげることにより、地域福祉活動の推進にかかるネットワークの構築並びに活性化を図ることを目的としている。

社会福祉法人大阪市鶴見区社会福祉協議会（以降、区社協という）は、社会福祉法に基づき、「安心して暮らせるまちづくり」を目的として社会福祉、保健、医療などの関係者及び区内の各種団体が集まって構成されている非営利の福祉団体であり、平成 26 年 4 月に鶴見区との間に地域福祉活動の支援にかかる連携協定を締結している。地域住民の身近な相談窓口として、また、敏速な支援体制の構築には、区社協のもつネットワークと区内の福祉活動に関する情報やノウハウの活用が必要不可欠であり、本事業を受託できる唯一の団体である。

よって、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号により、区社協を相手とし、特名随意契約を行う。

### 4 担当

鶴見区役所保健福祉課 古田 幸子

## 随意契約理由書

1. 案件名称

平成31年度 子どもの学習支援事業業務委託

2. 契約の相手方

株式会社トライグループ

3. 随意契約理由

この事業の対象となる児童は、学力も状況も個々に異なり、各々の児童に寄り添った支援が必要である。事業の性質上、契約相手方の持てる能力や経験により事業成果に相当の差異が生じると認められたため、この事業を実施するにあたっては、民間事業者の持つノウハウや幅広い知識と経験、専門性を活用する必要がある、地方自治法施行令 167 条の 2 第 1 項第 2 号により、プロポーザル方式による事業者の選定を行った結果、上記業者が総合的に優れた提案を行ったため、契約締結する。

4. 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5. 担当部署

保健福祉課（子育て支援）